

分野：4. 環境共生のまち 【環境】

				担当部	環境部
施策番号	4-1	施策名	環境教育・活動の推進	主担当課	環境総務課
関連組織	業務課				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
<b>国の動向</b>	平成 27 年に COP21 でパリ協定が採択され、地球温暖化対策計画を策定し、令和 12 年度に平成 25 年度比で 26%削減するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として令和 32 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことと位置している。			地球温暖化対策推進法 (平成 28 年 5 月施行)	
	第 5 次環境基本計画では、SDGs とパリ協定が採択された平成 27 年を転換点と捉えており、SDGs の考え方も活用して複数の課題を統合的に解決することが重要であるとしている。			第 5 次環境基本計画 (平成 30 年 4 月策定)	
	環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働として、学校教育における環境教育の充実、環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進を行う。			環境教育等促進法 (平成 24 年 10 月策定)	
	大和川水系における河川等を対象として、国土交通省、奈良県、大阪府、流域市町村の住民、市民団体と連携し、大和川の水質や水環境の現状の把握及び水環境の再生に関する行動計画の策定、水質異常の未然防止及び水質異常が発生した時の被害の軽減並びに水環境の改善及び水質異常の防止のための流域内住民等への意識の向上を図ることを目的としている。			大和川水環境協議会 大和川水環境改善計画 (平成 28 年 2 月策定)	
<b>県の動向</b>	地球温暖化対策実行計画（事務事業編）による温室効果ガスの削減は、令和 2 年度に平成 25 年度比で、温室効果ガス排出量を 16%以上の削減を目指している。			第 4 次奈良県庁ストップ温暖化実行計画（第 4 次）（平成 28 年 3 月策定）	
	産業廃棄物税による環境対策事業の補助金。廃棄物の適正処理の推進及び処理施設周辺における生活環境の改善を図るため、市町村が実施する産業廃棄物最終処分場周辺の環境調査、環境整備、不法投棄防止及び地域活動支援のための事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付している。			奈良県地域環境対策支援事業 (平成 24 年 4 月施行)	
	大和川水系における河川等を対象として、国土交通省、奈良県、大阪府、流域市町村と住民、市民団体と連携し、大和川の水質や水環境の現状の把握及び水環境の再生に関する行動計画の策定、水質異常の未然防止及び水質異常が発生した時の被害の軽減並びに水環境の改善及び水質異常の防止のための流域内住民等への意識の向上を図ることを目的としている。			大和川水環境協議会 大和川水環境改善計画 (平成 28 年 2 月策定)	
<b>市の動向</b>	地球温暖化対策実行計画による温室効果ガスの削減、令和 4 年度に平成 28 年度比で、温室効果ガス			第 2 次桜井市地球温暖化対策実行計画（平成 30 年 3 月策定）	

	排出量を3%の削減を目指す。 環境フェア、リサイクルフェアを開催し、市民に環境保全の普及啓発を行う。	第2次桜井市環境基本計画 (平成29年3月策定)
	9月と3月の大和川流域のボランティア清掃の支援 (ボランティア袋の手配、当日回収)を行う。	大和川水環境協議会 事業計画 (平成28年2月策定)
<b>現状</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2次桜井市地球温暖化対策実行計画では、市の事務事業で発生する温室効果ガスの集計をし、平成28年度比で令和4年度までに3%の削減を目標としている。</li> <li>● 3Rや環境保全の啓発のため、環境フェア、リサイクルフェアを開催した。</li> <li>● 水資源である降水量は、地球温暖化による異常気象により、少雨や多雨の変動が大きくなっている。</li> <li>● 9月の粟原川河川清掃と3月の大和川一斉清掃のごみの回収、支援を実施している。</li> </ul>	
<b>課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市の事務事業で発生する温室効果ガス排出量は、グリーンパークの灯油の使用量が大部分を占めており、変動が大きいことから、今後の対応方針を検討する必要がある。</li> <li>● 環境フェアなどの啓発イベントを開催しているが、横ばいとなっている参加人数を増やすためにも、既存の展示、啓発方法にとらわれず新しい環境問題を分かりやすく伝える工夫が必要である。</li> <li>● 水資源について、地球温暖化による異常気象により、少雨の年が多くなっており、渇水傾向になっている。</li> <li>● ボランティア清掃の回収や支援体制（ボランティア清掃の規模が大きくなれば、それに見合った人員配置やごみ回収車の手配、市では処理できない産業廃棄物の処理を、土地の所有者にしてもらうのか、市の税金を投入するのか等、毎年回収するだけでなく、不法投棄防止看板の設置や監視カメラによる防止対策を土地管理者に依頼する等）の強化が必要である。</li> <li>● 環境美化や環境保全（水資源、森林環境）について、分かりやすく興味を持ってもらえるように啓発の仕方やツールの活用が必要である。</li> </ul>	
<b>市民生活の目標像</b>	市民一人ひとりが環境保全や環境美化に取り組む	
<b>取組方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地球温暖化対策実行計画の進捗管理を行い、温室効果ガスの削減に努める。</li> <li>● 環境フェア、リサイクルフェアを開催し、市民に環境保全の普及啓発を行う。</li> <li>● ボランティア清掃の参加者を増やすため、市ホームページ等にて啓発を行う。</li> <li>● 環境美化や環境保全（水資源、森林環境）の啓発を市ホームページにて行う。</li> </ul>	

分野：4. 環境共生のまち 【環境】

				担当部	環境部
施策番号	4-2	施策名	循環型社会の創出	主担当課	環境総務課
関連組織	業務課、施設課				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	平成27年に採択されたSDGs推進のため、持続可能な社会づくりとの統合的な取組として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の推進と環境再生、災害廃棄物処理体制の構築、適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開などに取り組んでいる。			第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月策定）	
	個別物品の特性に応じて、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法が制定され、3Rの更なる推進に取り組んでいる。			各種リサイクル法	
県の動向	3Rの更なる推進を通じて、奈良の歴史文化遺産、豊かな自然を守るための取組を進め、「ごみゼロ奈良県」の実現を目指している。また、「きれいに暮らす奈良県スタイル」の構築に向けて、県民一人ひとりが日々の暮らしの中で資源やエネルギーを大切に「環境に配慮したライフスタイル」の促進を図っている。さらに、県と市町村の連携・協働（奈良モデル）による取組としてごみ処理の広域化を推進している。			奈良県廃棄物処理計画（第4次）（平成30年3月策定）	
市の動向	桜井市の豊かな自然と歴史と安全な暮らしを守るため、市・市民・事業者・滞在者等主体別の役割を設定し、ごみ減量化・3R活動の推進、再生可能エネルギーの活用検討など、地球にやさしい行動の実践を推進している。			第2次桜井市環境基本計画（平成29年3月策定）	
	持続可能な資源循環型社会の形成に向けて、3Rの推進、ごみの再資源化の推進、環境への負荷の低減、環境教育の充実、市民・事業者・行政の協働、安全なごみ処理に取り組んでいる。			桜井市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成19年3月策定）	
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人口減少とともにごみの量は減少傾向にあるがリサイクル率は横ばいとなっている。</li> <li>● 平成27年度より「使用済み小型家電リサイクル」、平成28年度より「危険ごみ」の分別方法を追加した。</li> <li>● 平成30年度で住宅用太陽光発電システム設置奨励金を終了した。</li> <li>● ごみ処理施設（グリーンパーク）は環境保全委員会のチェックの元、概ね順調に稼働している。</li> <li>● 旧焼却施設の解体工事を完了した。</li> <li>● ごみ処理施設の老朽化に伴い、修繕費、管理費が増加している。</li> </ul>				
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 更なる分別の徹底、3Rの推進について、日常生活の中で持続的に取組が進められるように市民・事業者・滞在者に対して周知、啓発が必要である。</li> <li>● エネルギーのリサイクルについては具体的な取組ができていない。</li> <li>● 太陽光エネルギーだけでなく、様々な自然エネルギーの活用が必要である。</li> <li>● ごみ処理施設のあり方について、広域化も含め幅広く方向性を検討することが必要である。</li> </ul>				
市民生活の目標像	市・市民・事業者・滞在者が協働し、廃棄物やエネルギーなどの資源が無駄なく活用されている				
取組方針	● 分別収集についての啓発を徹底するとともに、効率的で適正な収集運搬体制を整え、市民・事業者・滞在者の負担軽減を図りながら、日常生活の中で3Rの実践と環境保全についての意識が				

高まるよう啓発を行う。

- 再生可能エネルギー等の推進について、まず行政における地球温暖化防止に関する活動に率先して取り組む。
- 地域における再生可能エネルギーの活用について、常に最新の情報の入手に努め、市民との情報共有と活用支援に取り組む。
- 持続可能で効率的なごみ処理、リサイクル体制構築のため、ごみ処理の広域化も含め最善の方法を検討する。